

○常滑市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月25日条例第33号

改正

平成29年3月28日条例第5号
令和2年6月25日条例第19号
令和3年9月30日条例第15号
令和6年3月25日条例第4号

常滑市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- （2）特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （3）個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- （4）情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- （5）特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- （6）利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

（市の責務）

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- （1）別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務
- （2）別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う特定個人番号利用事務

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第5条 番号法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第5号）

この条例中第2条の規定は公布の日から、第1条及び第3条の規定は平成29年5月30日から施行する。

附 則（令和2年6月25日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

附 則（令和6年3月25日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
1 市長	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による避難行動要支援者名簿の作成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	常滑市子ども医療費支給条例(平成20年常滑市条例第4号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	常滑市障がい者医療費支給条例(平成20年常滑市条例第5号)による障がい者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	常滑市母子・父子家庭医療費支給条例(平成20年常滑市条例第6号)による母子・父子家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	常滑市精神障がい者医療費支給条例(平成20年常滑市条例第7号)による精神障がい者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	常滑市遺児手当支給条例(昭和53年常滑市条例第3号)による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	常滑市心身障害者手当支給条例(昭和47年常滑市条例第2号)による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	一般不妊治療等に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	愛知県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年愛知県条例第4号)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	在宅の重度障害者に対する在宅重度障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	愛知県特別障害者手当、愛知県障害児福祉手当及び愛知県福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	療育手帳に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	愛知県遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
14 市長	支給認定子ども以外の就学前子どもに係る保育所等の使用料に関する事務であって規則で定めるもの
15 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの
16 削除	
17 市長	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
18 市長	生後速やかに適切な処置が必要である未熟児に対する養育医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの
19 教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 市長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
4 市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報(以下「身体障害者等関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報(以下「精神障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (6) 後期高齢者福祉医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報(以下「児童手当支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの
7 市長	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者等関係情報であって規則で定めるもの (2) 精神障害者関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付に関する情報(以下「介護保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
8 市長	常滑市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 精神障害者関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		(4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (6) 常滑市障がい者医療費支給条例による障がい者医療費の支給に関する情報(以下「障がい者医療費支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの (7) 常滑市母子・父子家庭医療費支給条例による母子・父子家庭医療費の支給に関する情報(以下「母子・父子家庭医療費支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの
9 市長	常滑市障がい者医療費支給条例による障がい者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 身体障害者等関係情報であって規則で定めるもの (3) 精神障害者関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (5) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援医療費(通院精神医療に限る。)に関する情報(以下「自立支援医療費関係情報」という。)であって規則で定めるもの (8) 常滑市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する情報(以下「子ども医療費支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの (9) 母子・父子家庭医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	常滑市母子・父子家庭医療費支給条例による母子・父子家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 精神障害者関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (6) 自立支援医療費関係情報であって規則で定めるもの (7) 子ども医療費支給関係情報であって規則で定めるもの (8) 障がい者医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	常滑市精神障がい者医療費支給条例による精神障がい者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 精神障害者関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (6) 自立支援医療費関係情報であって規則で定めるもの (7) 子ども医療費支給関係情報であって規則で定めるもの (8) 障がい者医療費支給関係情報であって規則で定めるもの (9) 母子・父子家庭医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	常滑市遺児手当支給条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者等関係情報であって規則で定めるもの (2) 精神障害者関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

		(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	常滑市中心身障害者手当支給条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者等関係情報であって規則で定めるもの (2) 精神障害者関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	一般不妊治療等に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	愛知県心身障害者扶養共済制度条例による年金に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者等関係情報であって規則で定めるもの (2) 精神障害者関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	在宅の重度障害者に対する在宅重度障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者等関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当又は特別障害者手当に関する情報(以下「特別児童扶養手当等支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの
17 市長	愛知県特別障害者手当、愛知県障害児福祉手当及び愛知県福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者等関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	療育手帳に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者等関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	愛知県遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者等関係情報であって規則で定めるもの (2) 精神障害者関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	支給認定子ども以外の就学前子どもに係る保育所等の使用料に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 年金給付の支給又は保険料の徴収の関係情報であって規則で定めるもの (5) 児童扶養手当支給関係情報であって規則で定めるもの (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの (7) 特別児童扶養手当等支給情報であって規則で定めるもの (8) 母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		(9) 児童手当支給関係情報であって規則で定めるもの (10) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金に関する情報であって規則で定めるもの (11) 介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの (12) 自立支援医療費関係情報であって規則で定めるもの (13) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療日の支給関係情報であって規則で定めるもの
22 削除		
23 市長	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 身体障害者等関係情報であって規則で定めるもの (3) 精神障害者関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (5) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (7) 自立支援医療費関係情報であって規則で定めるもの (8) 介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの (9) 障がい者医療費支給関係情報であって規則で定めるもの (10) 母子・父子家庭医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
24 市長	生後速やかに適切な処置が必要である未熟児に対する養育医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 子ども医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

機関	事務	機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの